

## 会議録

### 令和3年第3回更別村議会定例会

第3日（令和3年9月14日）

#### ◎議事日程（第3日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件  
第 2 認定第 1号 令和2年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件  
第 3 認定第 2号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 4 認定第 3号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 5 認定第 4号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 6 認定第 5号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第 7 認定第 6号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

#### ◎出席議員（7名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		3番	小谷文子
	4番	松橋昌和		5番	太田綱基
	6番	安村敏博			

#### ◎欠席議員（1名）

2番 上田幸彦

#### ◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	総務課長	末田晃啓
総務課参事	女ヶ澤廣美	企画政策課長	本内秀明
企画政策課参事	高田大資	産業課長	高橋祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥	建設水道課長	佐藤成芳
保健福祉課長	新関保	子育て応援課長	石川亮
診療所事務長	酒井智寛	教育委員会 教育次長	小林浩二
学校給食 センター所長	安部昭彦	農業委員会 事務局長	川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤敬貴  
書記 南雲美幸

書 記 伊東秀行

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

○議長 開会に先立ち、議員の出欠につきまして、2番、上田議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は7名であります。

定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、太田さん、6番、安村さんを指名いたします。

それでは、会議を始めます。

◎日程第2 認定第1号ないし日程第7 認定第6号

○議長 長 この際、関連がありますので、日程第2、認定第1号 令和2年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第7、認定第6号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号 令和2年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

13日に引き続き審議を続けます。

それでは、別冊になります。簡易水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、認定第5号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について補足説明させていただきます。

平成30年度から地方公営企業会計に移行したことに伴いまして、様式は地方公営企業法に定める決算様式により作成しております。また、1ページから2ページの決算報告書は消費税込みで、その他の財務諸表などは消費税抜きで作成しております。

それでは、決算書1ページお開き願います。1、令和2年度更別村簡易水道事業決算報

告書は消費税を含む表示となります。(1)、収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用であります。収入の第1款簡易水道事業収益の決算額は1億3,564万267円、第1項営業収益の決算額は8,898万2,360円、第2項営業外収益の決算額は4,665万1,427円、第3項特別利益の決算額は6,480円となっております。次に、支出の第1款簡易水道事業費用の決算額は1億673万7,542円、第1項営業費用の決算額は1億2,434万2,428円、第2項営業外費用の決算額は239万5,114円、第3項予備費の支出はございません。

次に、2ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出は、主に水道事業を継続して維持するための建設改良費等を計上しております。収入の第1款簡易水道事業資本的収入の決算額は4,906万9,500円、第1項補助金の決算額は1,461万6,500円、第2項負担金の決算額は78万4,000円、第3項企業債の決算額は3,280万円、第4項出資金の決算額は86万9,000円となっております。次に、支出の第1款簡易水道事業資本的支出の決算額は6,307万330円、第1項建設改良費の決算額は4,816万2,012円、第2項企業債償還金の決算額は1,468万838円、第3項投資の決算額は22万円となっております。

続きまして、3ページの2、財務諸表の(1)、令和2年度更別村簡易水道事業損益計算書でございます。こちらは消費税を除く表示となっております。1、営業収益は、水道使用料、給水工事手数料などで8,091万1,699円。2、営業費用、(1)、原水及び浄水費は主に中札内施設維持管理負担金、十勝中部広域水道企業団からの受水費などで、(2)、配水及び給水費は水道施設保守点検委託料、水質検査手数料など、(3)、総係費は職員の人件費、水道メーターの点検業務委託料など、(4)、減価償却費は有形固定資産減価償却費で1億2,046万6,751円、差引き営業利益はマイナス表示ですので、営業損失3,955万5,052円となります。3、営業外収益は、一般会計繰入金基準繰り出し分、共同施設維持管理負担金、過去に整備した水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化して計上する長期前受金戻入などで4,664万8,506円。4、営業外費用は、起債長期償還利子などで250万3,831円、差引き4,414万4,675円に営業利益を加えた経常利益は458万9,623円。5、特別利益は、過年度損益修正益で6,000円です。以上から、当年度純利益は459万5,623円、前年度繰越利益剰余金はマイナス表示ですので、欠損金670万2,477円、当年度未処理利益剰余金はマイナス表示ですので、欠損金210万6,854円で、4ページにございます(3)、令和2年度更別村簡易水道事業剰余金処分計算書のとおり、マイナス表示ですので、繰越し利益欠損金となります。その他の項目についてはお目通しをお願いいたします。

続きまして、令和2年度更別村簡易水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。10ページをお願いいたします。3、業務、(1)、業務量、供給単価です。186円84銭、給水原価は173円54銭となっております。

11ページです。4、会計、(1)、重要契約の要旨では、道営農用水事業負担金と(仮)新コムニ団地配水管布設工事を掲載してございます。

12ページをお願いいたします。5、その他、水道使用料の収入状況でございます。3月末

の現年度分と滞納繰越分を合わせた収入済額は8,876万3,658円、収入未済額は694万4,202円で、収納率は92.74%であります。参考として、4月末現在の収入済額は9,532万8,350円、収入未済額は37万9,510円で、収納率は99.6%であります。その他の項目についてはお目通しをお願いいたします。

続きまして、決算附属明細書でございます。13ページお願いいたします。1、令和2年度更別村簡易水道事業キャッシュ・フロー計算書、(1)、業務活動によるキャッシュ・フローは、給水事業の運営に係る現金収支で、おおむね収益収支に係る現金の収支を表しております。本年度の業務活動によりまして3,056万8,900円の資金が増加しております。

(2)、投資活動によるキャッシュ・フローは、建設事業に係る現金の収支で、資本的支出のうち企業債以外の項目に関する現金の収支を表しております。本年度の投資活動により1億2,789万2,009円の資金が減少しております。

(3)、財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の借入れと償還による現金の収支を表しております。本年度の財務活動により3,148万6,494円の資金が増加しております。

以上を合計した本年度の資金減少額は6,583万6,615円で、期末の残高は3,639万8,211円となり、5ページでございます(4)、令和2年度更別村簡易水道事業貸借対照表、資産の部、2、流動資産の(1)、現金預金の額と一致しているところであります。

収益費用と資本的収入支出の明細書は14ページから21ページ、固定資産明細書は22ページ、企業債明細書は23ページ、その他参考資料は24ページから26ページに掲載してございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 12ページの関係でご質問させていただきます。

水道利用料の収入状況についてということで、大変供給も含めて苦勞なさっているということで、敬意を表したいと思っておりますけれども、滞納関係の部分で収入未済額、現年度、滞納繰越分入れてということで694万4,000円になっています。説明がありましたように、下の米印欄に4月末ということで、なおかつ現年度、滞納繰越分入れて37万9,000円というご説明がございました。実質的に見ますと、滞納繰越分が未済額でまだ計上されているということもございますので、それらを含めてその内容と未済分に対する対応の方針等についてのご説明をいただきたいというふうに思っております。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 現在の状況をお知らせいたしたいと思っております。8月末現在で21万4,188円納付されておりました、残額は16万5,322円となっているところでございます。このことにつきましては、滞納の督促、いろいろ面談とか図りまして努めているところでございますので、これからも一層努力して納入に努めてまいりたいというところでございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 本当に大変だと思いますけれども、なるべく公平の原理に基づいてということで鋭意努力していただきたいということをお願いしたいと思います。

ただ、状況によっては水道だとかという部分に、生活必需品だということもありますけれども、基本的に全国的に見て長期滞納の部分については水道を止めるだとか、そういう措置を講じている都道府県の一部もございます。それらについて更別村の考え方として、止めるということは大変なことなのですけれども、長期滞納になるとそういう措置も仕方なしという部分も一部出てくるのではないかなというふうに思いますので、その点の考え方についていま一度ご説明いただきたいというふうに思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 まず、滞納者に関しましては、督促状をまず送ります。督促状を送って、しばらくたちますと給水停止予告表というのを出します。それでもまだ納入ないという方がございましたら、今度は給水停止をしますという通知書を出すという形になっているところでございます。それでもなおかつできない場合は、何月何日何時に給水停止しますというような文書を出して、それでも反応ない場合は実際に給水停止をいたします。大概の方についてはそれをもってお支払いいただけるというような形の順番立てというような形で今進めているところではございます。そんなような状態ということでございますので、水道についてはそういうような方法ということで、止めるのもやむを得ないという場合も昨年については3件ほどございましたので、それについては一応対応している。その方については、全てその後に支払いを終わっているということで、改めて給水をさせていただいたというところでございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ありがとうございます。本当はそういう事態にならないということ、回避するというのが私は一番大切だなと思っていますけれども、これやむを得ないというか、やはり公平の原理から見てそういう部分の利用負担の公平性も含めて改善はしてほしいのですけれども、そういう面で今後も努力していただきたいというふうに思っています。

ただ、もう一点、ちょっと蛇足かもしれませんが、滞納についていろいろな考え方があると思うのですけれども、公平性の原理から見ると、滞納について1年以上、もしくは2年以上だとかという部分が当然出てくると思うのですけれども、それらについて私は、一般会計もそうなのですから、心配しているのですけれども、滞納金というか、延滞利息的なものの捉え方について水道のほうの考え方があればご説明いただければというふうに思っています。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 水道については、生活に直結しているという部分があるということでございますので、滞納金については原則いただかないというような方向で決裁取りまして、一応了承の中で現在は進めているところでございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今課長答弁しましたけれども、話しにくいところがあったので、水道の停止とか、その通知の部分については私のほうにも報告があります。それで、心配になって、どのような状況で滞納されているのかという状況とか家庭状況とか全部掌握をしまして、今お話しはしませんけれども、担当者、通知だけではなくて直接そこに出向いたり、それにご親戚の方とかいろんな形で状況の把握に努めたり、なるべくなら、生活の本当に重要なインフラですから、そこは止めないように一生懸命努力はしております。そういう形で、今3件ほどとありましたけれども、すぐ支払っていただいて、停止ということもやむなくということもあるのですけれども、状況によっては。ただ、それについてはすぐ支払っていただけるということで、私のほうにも逐次報告がありますので、もしそれによって生命の危険とか、いろんな部分がある部分については、これは速やかに対応しなければいけないと思っていますので、その辺しっかりと安村議員さんのご指摘のとおり、公平性の維持もありますけれども、その部分でしっかりと対応していきたいというふうに思っていますので、補足ですけれども、ご説明申し上げました。

以上であります。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、別冊になります。公共下水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、認定第6号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について補足説明させていただきます。

平成30年度から地方公営企業会計に移行したことに伴いまして、様式は地方公営企業法に定める決算様式により作成しており、1ページから2ページの決算報告書は消費税込みで、その他の財務諸表などは消費税抜きで作成してございます。

それでは、1ページの決算書お願いいたします。1、令和2年度更別村公共下水道事業決算報告書は消費税を含む表示となります。(1)、収益的収入及び支出は、下水道事業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用であります。収入の第1款下水道等事業収益の決算額は1億2,902万6,164円、第1項営業収益の決算額は4,973万9,316円、第2項営業外収益は決算額7,928万368円、第3項特別利益の決算額は6,480円となっております。次に、支出の第1款下水道等事業費用の決算額は1億8,168万4,722円、第1項営業費用の決算額は1億7,311万3,024円、第2項営業外費用の決算額は817万1,698円、第3項予備費の支出はございません。

次に、2ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出は、主に下水道事業を継続して維持するための建設改良費等を計上しております。収入の第1款下水道等事業資

本的収入の決算額は1億1,271万4,101円、第1項企業債の決算額は2,860万円、第2項出資金の決算額は2,583万1,000円、第3項負担金の決算額は162万600円、第4項補助金の決算額は5,666万2,501円となっております。次に、支出でございます。第1款下水道等事業資本的支出の決算額は9,918万428円、第1項建設改良費の決算額は5,535万3,443円、第2項企業債償還金の決算額は4,342万6,985円、第3項投資の決算額は40万円となっております。

続きまして、3ページお願いします。2の財務諸表、(1)、令和2年度更別村公共下水道事業損益計算書です。こちらは消費税を除く表示となります。1、営業収益は、下水道等使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料で4,521万7,575円。2、営業費用、(1)、管渠費は下水道公共汚水ます修繕など、(2)、処理場費は下水道更別浄化センター、農業集落排水施設上更別浄化センター、個別排水処理施設の維持管理経など、(3)、総係費は職員人件費、印刷製本費、通信運搬費など、(4)、減価償却費は有形固定資産減価償却費で1億6,731万5,195円、差引き営業利益はマイナス表示ですので、営業損失1億2,209万7,620円。3、営業外収益は、一般会計繰入金、基準繰入金、過去に整備した下水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化して計上する長期前受金戻入などで7,928万8,868円。4、営業外費用は、起債長期償還利子などで1,487万9,435円、差引き6,440万9,433円に営業利益を加えた経常利益はマイナス表示ですので、経常損失5,768万8,187円です。5、特別利益は、過年度損益修正益で6,000円です。以上から、当年度純利益はマイナス表示ですので、純損失5,768万2,187円、前年度繰越利益剰余金もマイナス表示ですので、欠損金1億3,761万8,660円、当年度未処分利益剰余金もマイナス表示ですので、欠損金1億9,530万847円は、4ページにございます(3)、令和2年度更別村公共下水道事業剰余金処分計算書のとおり、マイナス表示ですので、繰越し利益欠損金となります。その他の項目についてはお目通しをお願いいたします。

続きまして、令和2年度更別村公共下水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。10ページお願いいたします。3、業務、(1)、業務量、1)、公共下水道事業、汚水処理単価は188円80銭、汚水処理原価は497円74銭となっております。2)、農業集落排水事業、11ページの汚水処理単価は195円51銭、汚水処理原価は744円27銭となっております。3)、個別排水処理事業、汚水処理単価は100円33銭、汚水処理原価は310円42銭となっております。

12ページお願いいたします。4、会計、(1)、重要契約の要旨では、(仮)新コムニ団地下水道管渠新設工事を掲載してございます。

13ページお願いします。5、その他、下水道等使用料の収入状況です。3月末の現年度分と滞納繰越分を合わせた収入済額は4,949万628円、収入未済額は298万5,018円、収納率は94.31%であります。参考として、4月末現在の収入済額は4,954万7,919円、収入未済額は19万1,397円で、収納率は99.62%であります。その他の項目についてはお目通しをお願いいたします。

続きまして、決算附属明細書です。14ページお願いいたします。1、令和2年度更別村



公共下水道事業キャッシュ・フロー計算書です。(1)、業務活動によるキャッシュ・フローでは、下水道事業の運営に係る現金収支で、おおむね収益収支に係る現金の収支を表しております。本年度の業務活動によりまして945万4,520円の資金が減少しております。

(2)、投資活動によるキャッシュ・フローでは、建設事業に係る現金の収支で資本的支出のうち企業債以外の項目に関する現金の収支を表しております。本年度の投資活動により3,793万1,853円の資金が減少しております。

(3)、財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の借入れの償還による現金の収支を表しております。本年度の財務活動により4,229万355円の資金が増加しております。

以上を合計した本年度の資金減少額は509万6,022円で、期末の残高は1,235万7,108円となり、5ページにございます(4)、令和2年度更別村公共下水道事業貸借対照表、資産の部、2、流動資産の(1)、現金預金の額と一致しているところでございます。

収益費用と資本的収入支出の明細書は15ページから24ページ、固定資産明細書は25ページ、企業債明細書は26ページから27ページ、その他参考資料は28ページから30ページに掲載してございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で補足説明終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

各特別会計の歳入歳出決算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 ページ的には、総括になるのですけれども、取りあえず4ページ、5ページの歳出の集約の中で、これ多分副村長に答えていただいたほうがいいのかなと思うのです。

○議 長 一般会計。

○6番安村議員 一般会計。

○議 長 これは特別会計の部分で、一般会計は前回終わってはいるのですが。

○6番安村議員 訂正します。すみません。

○議 長 特別会計の歳入歳出決算についてということで、国保会計から下水道事業までの特別会計について質疑があれば。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で各特別会計の歳入歳出決算の審議を終了いたします。

一般会計でどうしても質疑必要ですか、いいですか。

(何事か声あり)

○議 長 続いて、202ページ、財産に関する調書に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、財産に関する調書について補足説明を申し上げます。202ページをお開きいただきたいと思います。公有財産集計表、1、土地の部、(1)、行政財産は、決算年度末現在高1,517万6,822平方メートルで、決算年度中に44万1,516平方メートルの増となっています。その他の行政機関、消防施設167平方メートルの増は、新コムニ団地内の防火水槽設置に伴う分類替えによるものでございます。公共用財産、公営住宅4,254平方メートルの減は、曙団地公営住宅の取壊しに伴い、跡地を普通財産に異動したことによるものでございます。その他44万5,603平方メートルの増は、国から猿別川区間の土地の譲与を受けたことなどによるものでございます。

(2)、普通財産は、決算年度末現在高288万3,539平方メートルで、決算年度中に53万9,212平方メートルの増となっております。宅地2,189平方メートルの増は、宅地分譲地として2筆の土地を売却したことにより1,100平方メートルの減、新コムニ団地の分譲に伴う分類替えにより3,289平方メートルの増となりました。その他53万7,023平方メートルの増は、8筆の土地のご寄附をいただき、3,031平方メートルの増、曙団地公営住宅取壊しに伴う跡地の分類替えで4,254平方メートルの増、国からの譲与により53万6,574平方メートルの増、民間賃貸住宅用地の売却により707平方メートルの減、その他新コムニ団地の分譲に伴う分類替え等により6,129平方メートルの減となっております。

(2)の1、山林、立木の推定蓄積量は、3,749立方メートル増の25万9,163立方メートルとなっております。

203ページ、204ページをお開きください。2、建物の部、木造は、決算年度末現在高1万9,201平方メートルで、決算年度中477平方メートルの増、非木造は決算年度末現在高5万6,310平方メートルで、決算年度中1,138平方メートルの減となりました。合計で決算年度末現在高が7万5,511平方メートル、決算年度中661平方メートルの減となりました。木造の行政財産、公共用財産、公営住宅486平方メートルの増は、曙団地公営住宅新築によるものでございます。同じく、その他の施設9平方メートルの減は、定住化促進住宅の物置取壊しによるものでございます。非木造の行政財産、本庁舎30平方メートルの増は、防災倉庫の新築によるものでございます。同じく、公営住宅1,090平方メートルの減は、曙団地の公営住宅及び物置の取壊しによるものでございます。同じく、その他の施設78平方メートルの減は、財産管理上の異動によるものでございます。

205ページ、206ページをお開きください。3、基金につきましては、206ページの集計を御覧ください。土地開発基金の決算年度末現在高は2億745万1,029円で、決算年度中増減高は2万515円の増となりました。債権または債務はありません。財政調整基金など一般会計12の基金の決算年度末現在高は47億5,231万3,649円で、決算年度中増減高は3,383万

7,982円の減となりました。債権は2,413万9,090円で、合計は47億7,645万2,739円です。特別会計の国民健康保険事業基金及び介護保険事業基金の決算年度末現在高は1億3,988万1,446円で、決算年度中増減高は2,505円の増となりました。債権は1,804万4,000円、債務は409万6,575円で、合計は1億5,382万8,871円です。総計で51億3,773万2,639円となり、前年度比較427万1,553円の増となりました。

なお、各基金の詳細は、令和2年度基金管理運用状況調を提出させていただいておりますので、ご参照願います。

207ページ、208ページをお開きください。4、有価証券は、決算年度末現在高3,042万円で、増減はありませんでした。

5、出資による権利は、決算年度末現在高4,089万9,536円で、増減はありませんでした。

6、その他は、北海道備荒資金組合の積立金です。決算年度中増減高は564万1,742円で、全額超過納付金が増額しています。普通納付金配分金の振替で300万円の増、超過納付金配分金で264万1,742円の増、決算年度末現在高は13億887万9,767円となりました。

209ページをお開きください。7、物品は、1個または1組の取得価格が30万円以上の物品を掲載しております。試験及び測定器でデジタルサイネージ4台、デジタル式歯科用パノラマ断層撮影エックス線診断装置一式が増となり、エックス線撮影装置1台が処分により減となっております。雑機械及器具で投票用紙読み取り分類機、おもしろ自転車、オートバイ、内視鏡用ビデオカメラ、エックス線骨密度測定装置、真空冷却機などの購入で22台増、エンジンユニットポンプ、油圧切断機、野菜裁断機などの処分7台減、差引き15台の増となっております。工作物で超低温冷凍庫1台、エアコン3台が増となっております。

8、無体財産権は、異動がございません。著作権11につきましては、北海道電子自治体共同運営協議会の共同システム開発プログラム一式でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これから認定第1号 令和2年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第1号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第2号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第4号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第5号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第6号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については認定することに決定しました。

#### ◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午前10時45分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員